

## 定期的なチェックで早期対応を

# 「漏水かな」と思ったら

「水道の使用量が増えている。漏水かもしれない」といった相談が増えています。

わずかな漏水でも、時間の経過とともに次第に量は増えていきます。

水道メーターや検針水量を確認するなど、定期的なチェックで早期に発見しましょう。

### 兆候をチェックしよう

- 特に理由がないのに、水道の使用量が増えている
- 蛇口をよく閉めたにもかかわ

らず、水が垂れている

● 水を使っていないのに、蛇口

などに耳を当てると音がする

● 水道管を埋めてある付近が

湿っている

● 水を使っていないのに、宅内

から側溝などに排水している

● 水洗トイレの水を流している

のに、水が流れている

### 漏水していたら

#### 〈宅内側の漏水〉

蛇口や水洗トイレ、宅内の配管など、道路側から見て最初の止水栓(第1止水栓)から宅内側で漏水している場合は、旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。費用は所有者か使用者の負担となります。メーターボックス内の止水栓

を右に回すことで、水を止める

ことができます(別図)。

※旭市指定給水装置工事業者

は、上下水道課に問い合わせ

るか、市ホームページで確認

できます。

#### 〈道路側(水道管)の漏水〉

道路から第1止水栓の間で漏水している場合は、上下水道課に連絡してください。

### 料金はどのようになるの？

道路などに埋設してある配水管から分岐して引き込まれた、家庭の蛇口までの管を「給水装置」といいます。給水装置は皆さんの財産であり、自身で管理する必要があります。漏水で通常より請求が高額になっても、水道メーターで計量した水量に

対する料金は、支払う必要があります。

ただし、次の条件を全て満た

す場合は、減免となる場合がありますので、問い合わせてください。

○地下や壁内、床下の漏水で、

地表や外観からは確認できず、

流水音もしないなど、発見す

ることが困難な場合

○漏水発見後、速やかに旭市指

定給水装置工事業者に連絡

し、修理をした場合

※次の場合などは減免対象になりません。

●蛇口の閉め忘れなど、使用者

の不注意による

●蛇口、水洗トイレ、給湯器な

どの故障による

●受水槽本体や、受水槽・給湯

器の先から漏水している

●漏水を発見した日から2か月

以内に減免の申請をしていな

い

●井戸水の配管を水道に切り替

えて使用している

●無届けで給水装置を改造した

#### 問い合わせ先

旭市上下水道お客様センター

☎ 63・8881

上下水道課工務班

☎ 62・5364

### 漏水の確認方法



1 家庭内の蛇口を全て閉め、水洗トイレや給湯器などで水を使用していないことを確認します。



2 メーターボックスを開け、水道メーターのふたを開けます。



3 パイロットが少しでも回ってれば、どこかで漏水しています。旭市指定給水装置工事業者に修理を依頼しましょう。